

明治大学安全保障輸出管理 取引相手等確認シート

このシートは、明治大学安全保障輸出管理規程第14条に定める取引相手等確認を行うためのものです。
該非判定（シート2）の結果、行おうとする海外との取引（海外への貨物（機材等）の輸出（送付・携行等）、海外での技術（情報）提供、留学生の受入れ・送出し、海外からの研究者等非居住者又は特定類型該当者への技術（情報）提供等）について、**追加の確認が必要とされた場合**、当該取引について、必ず**事前に**自身で確認し、結果を部局等責任者に提出してください。

<用途及び相手先確認の方法>

1 【取引需要者】欄には、貨物の場合は輸出（送付・携行等）先、技術の場合は提供する相手先を、【取引仕向地】欄には、【取引需要者】の住所・居所等の国・地域名を記入してください。なお、【取引需要者】が研究者・留学生・訪問者であって履歴書等で過去の所属先を確認できる場合は、【取引需要者】欄に**現在と過去の所属先を**、【取引仕向地】欄に**対応する国・地域名をあわせて記入**してください。

2 【ア】から順に、指示に従って確認を行ってください（判断に迷う場合は「はい」にチェックしてください）。

3 全て終えたら、裏面の【確認】欄に、作成日、所属を記入のうえ、署名（自署）又は記名押印してください。

【取引需要者】（貨物輸出・技術提供先の法人名又は氏名・所属）

【取引仕向地】（【取引需要者】の住所・居所等の国・地域名）

【ア】経済産業省からの通知の確認（インフォーム要件）

経済産業大臣から、インフォーム通知（大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして許可申請をすべき旨の通知）を受けたかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。
なお、「はい」に該当する場合には、インフォーム通知の文書の写しを添付して提出してください。

参考：インフォームとは <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html#id02>

☐はい ☐いいえ

※確認結果が「はい」の場合は、確認はこれで終了ですので、次葉の【確認】欄に進んでください。「いいえ」の場合は【イ】に進んでください。

【イ】仕向地の確認（グループA国）

【取引仕向地】が、以下のグループA国（輸出令別表第3の国・地域）に該当するかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。
なお、過去の所属先を記入した場合は、過去の所属先も含めてすべて該当する場合は「はい」にチェックし、1つでも該当しない場合は「いいえ」にチェックしてください。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルセンプルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

☐はい ☐いいえ

※確認結果が「はい」の場合は、確認はこれで終了ですので、次葉の【確認】欄に進んでください。「いいえ」の場合は【ウ】に進んでください。

【ウ】用途の確認（大量破壊兵器キャッチオール規制）

以下の用途に用いられるかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。チェックの際には、【取引需要者】からの連絡、受領した文書等や【取引需要者】のホームページ等の記載をもとにして確認するとともに、関連書類を添付して提出してください。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵

☐はい ☐いいえ

300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

別表行為

①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

②核融合に関する研究

☐はい ☐いいえ

③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵

☐はい ☐いいえ

④重水の製造

☐はい ☐いいえ

⑤核燃料物質の加工

☐はい ☐いいえ

⑥核燃料物質の再処理

☐はい ☐いいえ

⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明かなもの

a 化学物質の開発又は製造

b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵

☐はい ☐いいえ

c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵

d 宇宙に関する研究

【エ】仕向地の確認（国連武器禁輸国・懸念国）

【取引仕向地】が以下の国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2）又は懸念国（輸出令別表第4）に該当するかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラン、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

☐はい ☐いいえ

※確認結果が「はい」の場合は裏面の【カ】に進んでください。該当しない場合は【オ】に進んでください。

【オ】用途の確認（通常兵器キャッチオール規制：特定品目）

以下の特定品目（輸出令別表第1の16の項（1））又はその技術に該当するかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。
なお、いずれかに該当する場合には、関連書類を添付して提出してください。

参考 経済産業省 特定品目 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/tsuujouheikica_rist.xlsx

【裏面に続く】

①レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	☐ はい ☐ いいえ
②金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン	☐ はい ☐ いいえ
③旋盤	☐ はい ☐ いいえ
④金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤	☐ はい ☐ いいえ
⑤研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械	☐ はい ☐ いいえ
⑥平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械	☐ はい ☐ いいえ
⑦レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	☐ はい ☐ いいえ
⑧集積回路	☐ はい ☐ いいえ
⑨航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	☐ はい ☐ いいえ
⑩羅針盤その他航行用機器	☐ はい ☐ いいえ
⑪物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びマイクロトーム	☐ はい ☐ いいえ
⑫オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器	☐ はい ☐ いいえ

※確認結果が「はい」の場合は【カ】に進んでください。すべて「いいえ」の場合は【ク】に進んでください。

【カ】用途の確認（通常兵器キャッチオール規制：通常兵器）

以下の用途に用いられるかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。チェックの際には、【取引需要者】からの連絡、受領した文書や【取引需要者】のホームページ等の記載をもとにして確認するとともに、関連書類を添付して提出してください。	
通常兵器(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ

※確認結果が「はい」の場合は【キ】に進んでください。「いいえ」の場合は【ク】に進んでください。

【キ】用途要件除外の確認

以下の各項目について確認するとともに、関連書類を添付して提出してください。		
別表	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される次の別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	☐ はい ☐ いいえ
	一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾	
	二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	
②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑪部局攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ
⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。		☐ はい ☐ いいえ

【ク】外国ユーザーリストの確認

【取引需要者】の所属（過去の所属を含みます。）が外国ユーザーリストに掲載されているかどうか確認して、いずれかにチェックしてください。 参考 経済産業省 外国ユーザーリスト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html	
外国ユーザーリストに掲載されている	☐ はい ☐ いいえ

※確認結果が「はい」の場合は次葉の【コ】に進んでください。「いいえ」の場合は次葉の【ケ】に進んでください。

【ケ】 需要者要件の確認

【取引需要者】が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたかどうか確認し、いずれかにチェックしてください。チェックの際には、相手先からの連絡、受領した文書等や相手先ホームページ等の記載をもとにして確認するとともに、関連書類を添付して提出してください。	
核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	☐ はい ☐ いいえ

※ 1 つでも確認結果が「はい」の場合は、裏面の【コ】に進んでください。全て「いいえ」の場合は、確認はこれで終了です。

【確認※】※裏面の【コ】のチェックを行う必要がある場合は本欄を空欄とし、裏面の確認欄に記入をお願いします。

上記事項は事実と相違ありません。

作成日：	<div></div>	年	<div></div>	月	<div></div>	日
所属：	<div></div>					
氏名：	<div></div>					
※署名（自署）	<div></div> 印					
又は記名押印	<div></div>					

(事務局使用欄)		
(当該) 統括責任者	部局等責任者	受付
<div></div>	<div></div>	<div></div>
/ /	/ /	/ /
懸念 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明		No.

【次葉に続く】

【シート3】 明治大学安全保障輸出管理 取引相手等確認シート（つづき）

【コ】 明らかなガイドラインチェックリスト

【ク】又は【ケ】で1つでも確認結果が「はい」となった場合、以下の各項目について確認してください。なお、取引形態等からみて問いが当てはまらない場合は、「ー」をチェックしてください。（技術の提供等の場合は、「輸入者」を「契約先」「受入予定者」等に読み替えてください）		
貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
外国ユーザーリスト掲載企業・組織等	⑰外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、以下のいずれの場合にも該当しない。 イ リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成 17・03・30 貿局第7号）等を参照のこと）が一致する。 ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、特定品目（輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等）に該当するときには、入手可能な全ての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払しょくされない事項がある。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出書（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
	⑲国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2）に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は特定品目（輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等）に該当しない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー
その他	⑳その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ ー

参考 経済産業省 安全保障貿易管理 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

【確認※】 ※こちらの確認欄は、【コ】のチェックまで行った場合に記入ください。

上記事項は事実と相違ありません。

作成日： 年 月 日

所 属：

氏 名：

※署名（自署） 印

又は記名押印

（事務局使用欄）		
（当該）統括責任者	部局等責任者	受付
/ /	/ /	/ /
懸念 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明		No.